

東日本大震災により影響を受けている中小企業の方へ 融資制度のご案内

資金名**東日本大震災復興緊急資金****実施期間****平成24年3月31日の融資実行まで****融資対象者**

次の中小企業者(注1)として市区町村長等の証明又は認定を受けた者。

- 1 特定被災区域内(注2)に事業所を有し、直接被害をうけた者。
(原発事故に係る警戒区域等(注3)内に事業所を有する者含む)
- 2 特定被災区域内に事業所を有し、震災後最近3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少している者。
- 3 特定被災区域内の事業者との取引関係により、震災後最近3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少している者。
- 4 震災に起因する風評被害による契約の解除等の影響で、震災後最近3か月間の売上高等が前年同期比15%以上減少している者。

資金用途対象者1・2 設備資金及び運転資金
対象者3・4 運転資金**融資限度額**設備資金 **8,000万円**
運転資金 **8,000万円****融資利率****1.735%** (注4) (固定金利)**融資期間****10年以内(うち据置2年以内)****担保及び保証人**奈良県信用保証協会の保証が必要
法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
必要に応じて担保を求められます**保証料率****0.6%** [責任共有制度対象外]**申し込み**商工中金奈良支店 南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫
奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合**問い合わせ****奈良県庁 地域産業課 電話0742-27-8807**

- (注1)・業種指定はなく、原則全業種の中小企業者が対象ですが、信用保証の対象外業種(農林水産業、金融・保険業や学校法人等)の方のご利用できません。
- ・法人の場合は本店又は事業所を県内に、個人の場合は住所又は事業所を県内に有し、現に事業を営んでいる者に限ります。ただし、対象者1・2において、特定被災区域内の中小企業者で、県内で事業を開始する者についてはこの限りではありません。
- (注2) 特定被災区域とは、災害救助法が適用された市町村等(北海道・青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)です。
- (注3) 警戒区域等とは、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域です。
- (注4) 融資利率は、H23.9.20現在のものであり、金融情勢によって変動することがあります。

融資や保証の決定については、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合もございます。また、審査に時間を要する場合がありますので、お早めにご相談ください。